

## 令和8年度交通流監視カメラ装置回線利用契約書（案）

島根県（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、令和8年度交通流監視カメラ装置回線の利用について、次のとおり契約を締結する。  
（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 件名

令和8年度交通流監視カメラ装置回線利用契約

(2) 仕様

別紙「令和8年度交通流監視カメラ装置回線仕様書」（以下「仕様書」という。）の  
のとおり。

(3) 契約期間等

ア 初期導入期間

契約の日から令和8年10月31日までの間とする。

イ 回線利用期間

令和8年11月1日から令和13年10月31日までの間とする。

(4) 回線設置場所

吉佐、錦町、本田橋北詰、渡橋北、下熊谷の各交差点及び島根県警察本部

(5) 契約金額

金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇円）

(6) 契約保証金

(A) 免除

(B) 金 〇〇〇, 〇〇〇円

（初期導入経費）

第2条 この契約における回線サービスの初期導入経費は金〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

（初期導入完了報告書）

第3条 受注者は、初期導入業務の完了後7日以内または令和8年10月31日のいずれか早い日までに、別添「初期導入完了報告書（別記様式）」（以下「完了報告書」という。）を発注者に提出しなければならない。

（検査確認）

第4条 発注者は、前条の完了報告書を受領したときは、その日から10日以内または令和

8年10月31日のいずれか早い日までに、初期導入の完了確認のため検査を行わなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 前項の場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

(初期導入経費の支払等)

第5条 発注者は前条の検査終了した後、受注者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(回線利用料金)

第6条 この契約における運用期間中の回線利用料金は金〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を含む。)とし、月々の支払額は別表「分割支払表」のとおりとする。

2 前項の契約金額の各年度における支払額は次のとおりとする。

令和8年度 〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

令和9年度 〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

令和10年度 〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

令和11年度 〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

令和12年度 〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

令和13年度 〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(回線利用料の支払等)

第7条 受注者は、毎月毎に前月分の回線利用料金を発注者に請求するものとし、発注者は受注者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

(回線サービスの代替措置)

第8条 受注者は、特別の事情により仕様書の条件を満たす回線サービスの提供ができない場合においては、発注者の承諾を得て代替の回線サービスを提供しなければならない。代替の回線サービスを提供した場合においても利用料の変更は行わない。

(履行遅延)

第9条 受注者は、正当な理由によらないで第1条(3)アの初期導入期間内に初期導入を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、発注者が業務の未履行部分に相応する初期導入経費相当額として定める額に対し年3.0パーセント(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正され

た場合は、当該改正された後の率。次項及び第3項において同じ。) を乗じて計算した遅延賠償金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、正当な理由によらないで第5条又は第7条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に代金を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年3.0パーセントを乗じて計算した遅延利息をそれぞれ受注者に支払わなければならない。

3 発注者が第4条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し3.0パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

（契約内容の変更等）

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、発注者と受注者とが協議して定める。

（予算の減額又は削除に伴う契約の解除）

第11条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

（協議解除）

第12条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第13条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が、発注者の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき

(2) 受注者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履

行をする見込みがないと認められるとき

(3) 受注者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

(4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその業務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為をしたとき

(5) 受注者がこの契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき

(6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき

(7) 受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

(違約金)

※ 第1条(6)(契約保証金)で(A)を用いる場合

第14条 受注者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 発注者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

※ 第1条(6)(契約保証金)で(B)を用いる場合

第14条 受注者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 発注者は、第1条(6)の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

3 発注者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

(設備の移設及び撤去に伴う費用負担)

第15条 発注者が設置場所の変更を受注者に申し出て、回線サービスのために発注者の管理する場所に受注者が設置した機器を移設する場合、これに要する費用は発注者の負担とする。

2 天災、その他の不可抗力等で受注者の責に帰することができない事由又は火災により、回線サービスのために発注者の管理する場所に受注者が設置した機器を移設する場合、

これに要する費用は受注者の負担とする。

3 受注者が受注者の事由により設置場所の変更又は設置の取り止めを発注者に申し出て、回線サービスのために発注者が管理する場所に受注者が設置した機器を移設又は撤去する場合、これに要する費用は受注者の負担とする。

4 廃止に伴う撤去に要する費用は受注者の負担とする。

(料金の免除)

第16条 発注者の責に帰すべき事由および、天災、火災、その他の不可抗力等を除く事由により、機能を利用できない状態が生じた場合の発注者が支払う該当回線の月額回線利用料金の免除については、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(利用の一時中断及び休止)

第17条 受注者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合には、回線サービスを中断することができる。この場合、受注者はあらかじめそのことを発注者に通知しなければならないが、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

(権利の譲渡等)

第18条 発注者は、この契約に基づく利用権を第三者に譲渡してはならない。

(個人情報等の保護)

第19条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報等の取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を守らなければならない。

(費用負担)

第20条 本契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

2 発注者は、回線サービスのために発注者の管理する場所に受注者が設置する機器に必要な電気料金を負担する。

(電気通信事業法の適用)

第21条 この契約は電気通信事業法の適用を受ける。このため、発注者及び受注者は、本契約に基づく回線サービスの利用に関し、本契約において特段の定めがある場合を除き、本契約の対象となる回線サービスの利用は、その種類に応じて定められている契約約款に基づくものであることを双方確認する。

(協議)

第22条 本契約、仕様書、契約約款に定めのない事項及びこの契約の各条又は仕様書若しくは契約約款の解釈に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(裁判管轄)

第23条 本契約に係る一切の紛争については、松江地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 島根県松江市殿町8番地1

島根県

島根県警察本部長 中村 振一郎

受注者

初 期 導 入 完 了 報 告 書

島 根 県 警 察 本 部 長 殿

所在地

会社名

代表者

下記のとおり、作業を完了しましたので報告します。

記

- 1 契約名  
令和8年度交通流監視カメラ装置回線利用契約
- 2 契約年月日  
令和 年 月 日
- 3 初期導入完了年月日  
令和 年 月 日



## 個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人に関する情報その他の非公開情報（島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）に規定する非公開情報をいう。）及び発注者がこれと同等の取扱いが必要と認める情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人及び法人その他の団体の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報等を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報等が記録されている媒体の管理、個人情報等を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第6 受注者は、第5の個人情報等の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託)

第8 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはなら

ない。

2 受注者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託を行う業務の内容
- (4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報等
- (5) 再委託の相手方に求める個人情報等の安全管理措置の内容
- (6) 再委託の相手方の監督方法

3 再委託を行う場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

4 受注者は、再委託をする業務における個人情報等の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(業務従事者への周知)

第9 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還、消去及び廃棄)

第11 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報等又は受注者自らが取得した個人情報等が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときに、発注者の指定した方法により直ちに発注者に返還し、消去し、又は廃棄するものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

第12 受注者は、発注者から、個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第13 発注者は、この契約による業務に係る個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証し、及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。受注者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報の提供を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 前2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

(漏えい等事案が発生した場合の対応)

第14 受注者は、この契約による業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生し、

又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容及び件数並びに事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。

3 発注者は、この契約による業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第 15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第 16 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容若しくは法令に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

## 暴力団排除に係る特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）の基本理念に基づき、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

### (下請等からの排除)

第2 受注者は、本契約に係る業務の下請又は再委託（受注者が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を関与させてはならない。

### (契約解除)

第3 発注者は、受注者又は本契約の下請負人が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）第4条第1項の規定により入札等排除措置対象者に指定された場合は、本契約を解除するものとする。

### (不当介入等への対応)

第4 受注者は、本契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は下請等への参入の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、発注者に報告するとともに警察に通報しなければならない。

(2) 受注者は、本契約の下請負人が不当介入等を受けたときは、当該下請負人が直ちに警察に通報するとともに受注者に報告するよう指導を行わなければならない。

(3) 受注者は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、発注者と協議しなければならない。

(4) 不当介入等を受けた受注者又は下請負人が、上記(1)又は(2)の報告及び通報を怠ったと認められるときは、発注者は受注者に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。